

平成29年（2017年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年8月24日（木曜日）

招集年月日 平成29年8月24日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年8月24日（木）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
建 設 課 長	植地俊文	海山総合支所長	玉津裕一
教 育 課 長	村島昶郎	生涯学習課長	井土 誠

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	疇地啓太

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第38号 | 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結について |
| 第6 議案第39号 | 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結について |

会議録署名議員

5番 太田哲生

6番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津 充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第3回紀北町議会臨時会を開会します。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。

平成29年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年8月24日（木曜日）午前9時30分 開議

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結について |
| 第6 | 議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結について |
- 以上でございます。

玉津 充議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

玉津 充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

5番 太田哲生君

6番 瀧本 攻君

のご両名を指名します。

日程第2

玉津 充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

玉津 充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり付議された事件は、議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結についてと、議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結についての2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成29年度6月分と、水道事業会計の平成29年度6月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、その他議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

玉津 充議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することとします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。早速ではございますが、本臨時会にあたりまして1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、紀北町健康増進施設の愛称の決定についてでございます。先の広報きほく6月号の折り込み等で募集をしておりました紀北町健康増進施設の愛称につきまして、7月7日に募集を締め切りまして、全国から350件の応募がございました。

これを受けて、7月26日に紀北町健康増進施設愛称選定委員会を開催し、9名の委員の方に審査をしていただきました結果、東京都中野区在住の樋口様が応募されました、紀北健康センターを愛称に決定をしたところでございます。

10月11日には、竣工式を開催する予定であります。たくさんの方にご利用いただき、皆様から親しまれる施設にしていきたいと考えております。

以上、ご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

玉津 充議長

以上で、行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5～日程第6

玉津 充議長

日程第5 議案第38号及び日程第6 議案第39号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結についてであります。平成29年8月10日に入札執行した、赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約を締結するにあたり紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結についてであります。紀北町健康増進施設建設工事において、建築工事等に変更が生じたため、設計変更による工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお

願ひ申し上げます。

玉津 充議長

続いて、議案第38号及び議案第39号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

皆さん、おはようございます。それでは、議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結について次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5,239万800円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島866番地2

東和建設株式会社

代表取締役 東彰吾

平成29年8月24日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽公園を整備するため、平成29年8月10日に入札執行した、赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

ここで、資料はございませんが、赤羽公園の整備目的と入札の経緯について、少し詳しくご報告させていただきます。まず、整備の目的でございますが、赤羽公園は、平成33年度の三重とこわか国体で正式競技の少年女子ソフトボール協議及び公開競技のグラウンドゴルフ競技の開催が内定しております。赤羽公園は野球やソフトボールのコートが2面確保できる施設として年間を通じて、多くの合宿や大会で利用されております。しかし、供用開始から38年が経過し、グラウンドの土壌や照明設備、トイレ等が老朽化していることから、国体開催を契機に

全面的に整備を行うことといたしました。今後、発注する多目的広場の拡幅などの工事により、ソフトボール成年男子のコートが2面確保できる県内でも希少な施設となり、合わせてサッカーコートが確保できる広さに拡幅することから、国体前のリハーサル大会だけではなく、国体後も大規模な大会の開催、合宿誘致の拠点施設として活用するため整備いたします。

続きまして、入札の経緯でございますが、入札公告を平成29年7月26日に紀北町のホームページで公告いたしました。この中で本入札への参加資格を平成29年度紀北町建設工事発注標準で定める建築工事A、Bランクのものとしたしました。入札参加資格審査申請書の受付期間は、平成29年7月26日から8月3日までとし、この間に4社から申請がございました。書類審査の結果4社とも参加資格要件を満たしておりましたので、平成29年8月4日付けで競争参加資格事前条件確認通知書を通知しております。入札は、平成29年8月10日に執行し、4社のうち1社が辞退し、3社が応札いたしました。その結果、2社が同額にて入札されたため、くじ引きをし、東和建設株式会社が5,239万800円で落札いたしました。なお、予定価格は5,821万4,160円でございますので、落札率は90%でございます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。2ページ、資料1をご覧ください。

工事費につきましては、請負金額が5,239万800円、その内訳の工事価格が4,851万円、消費税が388万800円でございます。

工事概要につきましては、建築工事の本体工事は、屋外便所1棟（鉄筋コンクリート壁式造の48.4㎡）、工事内容は、仮設工事、鉄筋工事、コンクリート工事、建具工事ほかでございます。外構工事は、公園木の伐採、運搬処分、既設便所及び浄化槽の撤去工事ほかでございます。

電気設備工事は、野球場照明器具48台の取替工事、便所の電気工事ほかでございます。

機械設備工事は、給排水設備工事、浄化槽設備工事ほかでございます。

工期につきましては、議会議決の日から平成30年1月20日としております。

3ページ、資料2をご覧ください。この資料は、設計金額の内訳を工事費と工事概要別に表したものでございます。工事費につきましては、設計金額が5,821万4,160円、その内訳の工事価格が5,390万2,000円、消費税431万2,160円でございます。工事概要と主な工事内容につきましては、2ページの資料1と同様でございます。こちらは、諸経費を含んだ金額で表示いたしております。設計金額が建築工事の本体工事は1,303万7,000円、外構工事は437万7,000円、電気設備工事は2,628万8,000円、機械設備工事は1,110万円、これに消費税431万2,000円を合わせ、5,821万4,000円となっております。

(「金額間違っています」と呼ぶ者あり)

井土 誠生涯学習課長

外構工事は347万7,000円でございます。すみません、訂正いたします。

続いての資料でございますが、資料3から資料5は、今回の工事の説明図面となっております。

4ページ、資料3をご覧ください。図面の左下が工事場所の付近見取り図でございます。次に、図面中央の四角い表示の部分が今回建築する屋外便所で、その左側に丸に斜線で表示している部分が浄化槽でございます。図面の右側が野球場で、左側が多目的広場となっております。

続きまして、資料4をご覧ください。図面左が平面図でございます。下が野球場、上が多目的広場になります。真ん中に通路を挟み、右側が女子便所と多目的便所で、女子便所が腰掛便器4基、多目的便所が、車いす対応便器1基でございます。通路左側が男子便所で腰掛便器が2基、小便器が3基整備する予定でございます。図面右側が立面図となっております。

続きまして、6ページ、資料5をご覧ください。こちらは、野球場の照明改修図でございます。現在、マウンド上で130ルクスの野球場の照明を500ルクス程度確保するため、1.5キロワット型のLED投光器に取り換えいたします。図面右側の4箇所黒丸が既設の照明設置箇所、1箇所あたり1段で6灯の照明が2段ございます。この12灯の照明が設置されておまして、それが4箇所ありますので、48灯の取り替えを行います。資料5はこれらの電気設備の改修図面でございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。

議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1 契約の目的 | 紀北町健康増進施設建設工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 8億9,532万円
変更後 9億877万1,400円 |
| 4 契約の相手方 | 北村・塩谷特定建設工事共同企業体
代表者 |

三重県松阪市中央町306番地の1

株式会社北村組

取締役社長 北村俊治

平成29年8月24日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町健康増進施設建設工事において、建築工事等に変更が生じたため、設計変更による工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

8ページ、資料1をご覧ください。工事費につきましては、請負金額が変更前8億9,532万円、変更後9億877万1,400円、増減といたしましては、1,345万1,400円の増額でございます。

その内訳の工事価格が変更前8億2,900万円、変更後8億4,145万5,000円、増減といたしましては、1,245万5,000円の増額、また、消費税は、変更前6,632万円、変更後6,731万6,400円、増減といたしましては、99万6,400円の増額でございます。

工事概要につきましては建築工事の本体工事は仮設工事、基礎工事、躯体工事、それに内外装工事ほかでございます。主な変更内容といたしまして、プールの内壁をタイルからサイディングに132㎡変更いたしました。これは、結露防止と、プール屋内の断熱効果の増加を図るために行ったものでございます。

外構工事は、舗装工事、雨水排水工事、囲障工事、これは歩道と車道の境界ブロックの設置などがございます。雑工作物工事は、駐車場の車止め、ブロックやライン引きなどほかでございます。主な内容といたしまして、雑工作物工事の駐車場看板を独立式から壁掛け式に変更しております。これは車いす、おもいやり駐車場の区画の看板を変更したものでございます。また、境界ブロックの延長は、避難に支障となる避難経路付近の植栽などを減らしたことに伴う延長118mの減少となっております。

電気設備工事は、高圧の電気を低圧に変換するなどの受変電設備工事、電気の分電盤などの幹線動力設備工事、照明器具などの電灯コンセント設備工事、太陽光発電設備工事ほかでございます。主な変更内容といたしまして、津波緊急避難場所の照明設備でございますが、当初は2.5mポール式2灯と、1.5mのフェンスに設置する壁掛け式の2灯の照明となっておりますが、照射面積などを考慮いたしまして、4灯とも3mポール式に変更いたしました。また、施設の避

難誘導設備を消防との協議によりまして、当初、表示板から誘導灯へ変更いたしました。

次に、機械設備工事は、空調設備工事、床暖房設備工事、屋内外給排水設備工事、ろ過設備工事、浄化槽設備工事ほかでございます。主な変更内容といたしまして、プール、またはプールシャワー室から更衣室に戻るスロープ部分で、当初、空調設備はございませんでしたが、冬場の使用や、濡れた床の乾燥等を考慮し、床暖房と空調設備を追加いたしました。また、給湯用のガス温水器でございますが、故障時なども、プールの安定的な運営を図るため、また、耐久性などを再度考慮いたしまして、ガス温水器1台からガス温水器2台に変更いたしました。そのほか、自動制御装置におきまして、配管等の凍結防止機能を追加、プール内温度を事務室内で確認できるよう表示機能を追加いたしました。工事の概要については、以上でございます。

工期でございますが、完成期限に変更なく、平成29年9月30日でございます。8月末現在の進捗率は、約95%でございます。

続きまして、9ページの資料2をご覧ください。この資料は、設計金額の内訳を工事費と工事概要別にそれぞれ変更前、変更後、増減として表したものでございます。まず、工事費につきましては、設計金額が変更前9億941万5,080円、変更後9億2,307万9,240円、増減といたしまして、1,366万4,160円の増額でございます。その内訳の工事価格が変更前8億4,205万1,000円、変更後8億5,470万3,000円、増減といたしましては、1,265万2,000円の増額。また、消費税は、変更前6,736万4,080円、変更後6,837万6,240円、増減といたしましては、101万2,160円の増額でございます。

工事概要と主な工事内容につきましては、8ページの資料1と同様でございます。こちらは、諸経費を含んだ金額で表示いたしております。それぞれの設計金額でございますが、建築工事の本体工事は変更前が5億6,463万8,000円、変更後5億6,603万8,000円、増減といたしましては、140万円の増額。外構工事は、変更前2,431万4,000円、変更後2,300万4,000円、増減といたしましては、131万円の減額となっております。

続きまして、電気設備工事でございますが、変更前6,933万8,000円、変更後7,057万7,000円、増減といたしましては123万9,000円の増額でございます。

最後に、機械設備工事でございますが、変更前1億8,376万1,000円、変更後1億9,508万4,000円、増減といたしましては、1,132万3,000円の増額でございます。

消費税及び合計につきましては、先ほど、ご説明させていただきました工事費の内訳と同じでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

玉津 充議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第5 議案第38号 赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方ありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第38号について、お尋ねします。先ほど、課長から詳しい説明があったんですけども、入札のことにしましては、予定価格とか、3社のうちで2社が同額だったということがあったんですけども、その一覧表というんですか、詳しく書面で知りたいと思います。実は、昨日ですね、担当課に伺ったら準備はしてあるけれども、議場で資料請求していただいたら、皆さんにお配りすることができるっておっしゃってありました。是非、皆さんに配っていただいて、慎重に審議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

玉津 充議長

資料を要求されるわけですね。執行部の方、資料用意できていますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

それでは、配付していただくようにします。

(資 料 : 配 付)

玉津 充議長

近澤チヅル君、この資料でよろしいんですか。これに基づいて質疑ということですね。

はい、近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、入札結果調書をいただいたんですけども、黒塗りのところがあって、最低価格のところがないんですけども、この4,851万円というのは、最低価格と同額なのかどうか、黒塗り

でしてあるということは、お答えできないことなのかどうか、まずそのところをお尋ねしたいと思います。同じ日にですね、多目的広場の、これは議決のいらぬ部分なんですけれども、それは入札結果ですべて黒塗りじゃない部分がホームページでとれまして、私もっておりますので、議会の議決に必要な部分が、この議場でも黒いというのはちょっとどういうことなのか、是非、開示するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

玉津 充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

最低制限価格につきましては、議会で議決がされない限りですね、まだ決定しておりませんので、万一のことを考えてですね、再度、入札等が行われる場合にはですね、最低制限価格を公表しておくことですね、再度、入札の際に影響を及ぼすということで控えさせていただいております。これは従来から同じ扱いをさせていただいております。以上です。

議会で議決後ですね、ホームページ等では、公表をする予定としておりますので、最低制限価格につきましては、契約金額が確定した段階で公表させていただきます。以上です。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

原則として、そういうことだということなんですけれども、4,851万円がですね、この資料だけですと、なかなか最低価格との差がどれくらいなんかなという判断ができないわけなんです。終わってからというのでは、なかなか果たして、この金額に対しての理解を深めることができないと思うのですけれども、そういう町の決まりだということなんですけれども、このことについて、町長は、どのように認識しておられますか。これからも改善していかなくてはいけないとお考えなのかどうか。8月10日に同じ、公表されているものは、最低のところ、入札の結果もそうなんですけれども、そのところにちょっと不安を感じますので、ご回答願いたいと思います。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは従前どおりさせていただいているところでございます。そういった意味では、先ほど、

財政課長のほうから申し上げたような理由でございますのでご理解いただきたい。

ただ、財政課長が申し上げたようにですね、可決いただいたら、直ちにホームページにあげさせていただきますので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

玉津 充議長

よろしいですか。近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

終わってからということなんですけれども、同じ日に入札された中でも、8社のうちで4社が最低金額で入札されて、くじ引きでされているわけで、今回のこの町内の業者なんですけれども、3社の中で2社が同額でくじってということなんですけれども、このことについて、私、最低価格にこだわるのも、これにも近いんではないかなという疑問もありまして、最低価格に今、設計上でですね、なかなか最低価格も出しやすいというお話もありますけれども、そのことについて、やはり、町内の業者さんですので、正確にわかるほうがよろしいですし、何よりも価格が低いと下請けとか、現場で働いている人の人件費にかかわってくるのではないかなという不安もありますが、そこところについて、現状はどうなのでしょう。町の見識も問います。最後です。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入札にですね、のやつで、同じ日ということとは、私が最終的に決定、この5,000万円以上というのは、議会の議決が要りますので、その時点で決定になります。ご可決いただいたら。それ以下のものはですね、議会のそういう、先ほど、第2条だったですか、そういうものが要りませんので、私が判断した時点で決定となります。決定したものは公開するということでございますので、そこはご理解いただきたいなと思います。考え方はね、先ほど申し上げたように、まず、ご可決いただく、決定がないとですね、今後、もし、再度、入札等になりますと、大変、そういったもの、最低価格等もすべて出てしまうわけになりますので、そこらへんはご遠慮願いたいということでございます。

それは業者の方が、この金額で受けられるということでやっておりますので、その下請け等もですね、おそらく見積もりを取りながら下請けと相談しながらやっておりますので、そこで賃金とか、そういったものが安い、高いというのはですね、民間の中の意識の問題でございます。

すので、我々のほうとして、これだけにしなさいと、そういうことも言えないものですから、民のほうにお任せするしかないと、民間のほうで。

玉津 充議長

ほかに質疑される方ありませんか。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今回ね、この入札どうのということじゃなくてね、私はこの入札制度の、私は今までずっと疑問を持っておったんですけど、やはり、今、町長が決定した金額に対しての入札は、100分の8に相当する額を加算したと、そして、紀北町会計規則にのっとるということで、以前はですね、この1つの入札が出ると、町長が最終的には金額を決めて、そして、それを公表しない中で、企業もその見積もりをつくるのに皆、いろいろな情報、またあれをして、積算をしてですね、入札をやっておったと。これではさ、町長は、金額は決定するんだけど、それに対して、100分の8に相当する額を加算したりすると、これ確かに入札といっても、皆多かったら、同じ金額になるわね。当然、くじ引きになる。業者もある程度は、もうこれ計算しなくてもいいんですわ。はっきり言って。入札は。そして、どんどん広がっている。誰でも計算、100分の8掛けて、皆一緒の同金額になりますから。そうでしょう。私は、そういうことじゃなくて、もっとやっぱり、町長の権限を強めるためにも、以前のような、企業にも努力をさせてさ、したほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね、そこはどうですか、町長。

玉津 充議長

町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ございません。ここの100分の8というのは消費税の話なんで。ですから、最低価格は、そういううちの基準で10分のいくつから10分のいくつ以内ということで決めておりますんで、はい。

玉津 充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

どうも失礼しました。今、町長が言ったように、消費税と、ちょっと勘違いしていました。今、言っていたように、町長が言ったように、枠があると。10分のどんだけとかね。だけど、

最低価格は10分のどんだけといたら、最低の価格を掛けたら、数字が同じになるから、くじ引きになる確率が多いわけでしょう。はっきり言って。そこをもう公表しないで、ある程度、企業にも努力させて、見積もりつくるくらいのあれを出してですね、従前のような、町長が最終決定の中での入札結果の中で枠をつくって持っている。公表しないと。そのほうが、もっと効果が出るんじゃないかなと思うのですけどね。私は。町長、そこはどう思いますか。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この入札の中ではですね、10分の7から10分の9以内で最低価格を定めると。そして、それを町長が決定するとなっております。ですから、そこで工事内容とかですね、こちらの積算の中で、この金額ならできる最低でも品質を保証したものができるとい金額を設定しておりますので、この10分の7から10分の9までという枠をあげさせていただいて、その中で私が決定するということになっております。

玉津 充議長

よろしいですか。入江康仁君。

8番 入江康仁議員

一般競争入札だけじゃなくて、いろいろな入札があるけど、やっぱり、僕は入札に対して不平等が生じておるような気がするんですね。というのは、町長もわかると思うんだけど、一定の業者の、今まで随契でやってきた業者が今まで高かった。そして、1業者が入ったことで入札になってですね、そして、いっぺんに半分くらいに下がった。そういう、それなら行政やったら、最初から、なぜそれをやらないんだと。何も、そこが僕はおかしいという疑問をずっと持っていたんですけど。だから、今までやっている既存の業者がこれしかできないといって随契でやっていて入札になったら半分になると、こんな馬鹿なことはないだろうというんです。だから、私は以前からそういう業者はもう入札から外せと。そして、次に入った業者が努力しながら安い金額でやっておるといような入札制度はちょっと不平等じゃないかなと思うんだけど、町長、そこも考えられるところがあれば、これからまた改革の中での1つと考えていただきたいと思っておりますけど、どうですか。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員はですね、その部分については、以前からそういった論理を持っていらっしゃるということで、我々としましても、継続性のあるシステム的な関係のもの部分はですね、やはり、システム系の部分の方にやっていただかないと、不具合が出る部分が、たくさんございます。そして、議員からも以前、何年か前からご指摘いただいております、そういったシステムと関係のないところのものは、できるだけ随意契約じゃなしに、そういう入札形態を今、取らせておりますので、その部分で、随契になっているところというのは、おそらくそういうシステム関連の中で他の業者が入って、触りにくいというんですか、いろいろ修繕とかそういうものをしにくい部分についてはですね、やっぱりやむを得ん部分であって、随契は随契ということで、やむを得ない随契理由というのがございますので、その随契理由にあったものしか随契にしない。あとは入札制度が、今、議員がおっしゃるように適正ではないかと思っております。

玉津 充議長

質疑される方ございませんか。

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

入札等に関して随分詳しく業者の情報をいただいたので、よくわかりました。ただね、一番はじめにね、これを計画されたときに、これ鉄筋コンクリートですよ。構造物が。トイレの話。トイレでしょう、今入っているのは。この地域がどういう地域か皆さんご存知だと思いますけどね、なぜ、55坪のところですよ、RCを選んだのかという理由を、再質問しないでもいのように、しっかり説明していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

鉄筋コンクリート造りになぜしたかということでございますが、今の老朽化の進んだ便所も今回、改築するにあたりまして、もちろん木造も検討させていただきました。ただ、国体等大きな大会、それと合宿誘致等を含めまして、いろんな方の使用が見込まれます。今現在ですね、この計画させていただいたトイレ、屋外便所は、ここの東長島スポーツ公園、前にあるトイレと規模的にはほぼ同等のものでございます。利用団体等からのご意見もお伺いした中では、利用

しやすいトイレであるということもございまして、もちろん木材等の使用は、必要なことではございますが、今回は鉄筋コンクリート造りのものとさせていただきます。以上でございます。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご指摘ね、十分よくわかります。そういう意味では木材が使える部分のところはですね、できる限り木質か木材を使うようにしておりますが、こういった屋外の中で清掃等のことも考えまして、耐久性のことも考えてですね、こういういろいろな方が使われたうえで、清掃等もしやすいような状況でさせていただいているのが現実でございます。ですから、それぞれ建てるものによって使える部分は使っていきたいなと思っております。

玉津 充議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

確かにそのような面も考えられますけれども、もう1つね、地場産業の観点が抜けているんじゃないかと私は思います。検討しても、15坪くらい、14.何坪しかないわけですよ。こういう単材で全部できるんで、地場であるものが全部活用できるんですよ。これを率先してやるのが行政ですよ、やっぱり。いくらね、産業振興だからといってね、尾鷲ヒノキが農業遺産に認定されましたけれどもね。それをいかにどのようにして、地元である紀北町がRCでつくっていいのかどうか。特にそうですよ、これから全国の人が皆こっちへ来るわけですからね。そのためには、木造をいかに機能、良さを示していかないといけないかと思えますよ。当然、日本の中で木造の建物、随分立派なものがありますよ。この間、たまたまね、靖国神社へ行ってきましたけどもね、素晴らしい建築ですよ。たかだか150年ですけども、本当に素晴らしい。これはいかにその地域に合った材を使ってつくっていくか。そういう観点がどうも欠けているんじゃないかと思えますけどもね。特に小さい建物ですよ。大きいんじゃないですよ。これは全国アピールするのにいいチャンスですよ、一番。そのへんのことを、もう一度認識を。これからのために認識を、どのようにやるのか教えてください。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

十分ね、ここは木材ということで、始神テラス、紀北中学校、その他のところでもですね、この庁舎の改修のときも、こうやって地元の木材を使っておりますんで、意識は十分持っております。ただですね、つくっていいのか、悪いのかというのであれば、その時、その場所によってですね、そういうコンクリートのものもありうるのではないかと思います。ただ、大きな建物なんかになれば、使える木材はね、しっかり使っていきたいと思えますし、基本的にはですね、木材の分離発注を、今、紀北中学校からさせていただきましたね。継続しておりますので、我々といたしましては、そういったことも踏まえてですね、分離発注をしながら、一定の規模のものはさせていただく。このトイレにつきましてはね、ここと同じような鉄筋コンクリートになりますので、申し訳ございませんが、頭の中は十分議員ご指摘のところ、わかっておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

玉津 充議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

よく認識されているとは思いますが、今後、そういうチャンスがあれば、ドンドンそれを活用していただいて、尾鷲ヒノキ、尾鷲ヒノキっていわずに、木造が随分減っていますから、日本の中でね。だから、木材の活用、育林のため、建築のためにつくった材がですよ、バイオの燃料になってしまう。こんな悲しい話ってないじゃないですか。それでその単価がね、立米8,000円、6,000円か7,000円、そんな値で取引されるんですよ。それこそ、一時の、平成10年くらいに比べれば10分の1からの価格になっていますのでね、やはり、いかに地場産業を育成しようとしても、そういう安い単価ではどうにもならないのでね、少なくとも活用できるように。皆このへんの山、全部バイオの材料にしかならないですよ。これから先は。どこかで使わないと。そのような認識を持っていただいて、今後の行政に取り組んでいただきたいと思えます。よろしく。

玉津 充議長

回答は。答弁、尾上町長。

尾上壽一町長

その認識はですね、十分持ったうえでさせていただきたいと思えます。また、トイレ1つをとってもね、熊野古道なんかの近くにつくるときは、もちろんそういう配慮も、今までもさせ

ていただいておりますので、認識は十分持っておりますので、そのような方向でいきたいと思
います。

玉津 充議長

質疑される方ありませんか。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

また野球場の照明器具のことなんですけども、これは何年くらい経っているんですか。25年
くらい経っておるんですかね。それで設置時より、照明の明かりが落ちたのか、先ほどの説明
では、130ルクスを500ルクスに変えると言ったかなと思うのですけども、500ルクスというと、
結構明るいのです。130だと結構暗いかなと思うのですけども、設置時より照明の明かりが落
ちて、なって、それを改善するために500ルクス。その500ルクスという基準はどういうふうな
ことでLEDの明るさを決めたのか。

あと、設置時なんかのときに、一番最初に赤羽公園をつくったときに、周りの地域の方が明
るすぎて困るという話が確かあったような気がするのですけども、今、最近は聞いてないも
んであれなんですけど、明かりが落ちたので、そういう苦情がないのか、また、500ルクスにす
ることによって、そういう話は出てこないのかというのが危惧されますので、その点を考慮さ
れたうえでの設置なのか、答弁を求めます。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

野球場は、昭和58年に供用開始以来、設備もほぼそのままの状態で使用しております。灯具
のほうも、球自体は交換しておりますが、劣化等照明の暗さが課題となってきました。現在、
マウンドで130ルクス程度の明るさということでご説明させていただきましたが、日本ソフト
ボール協会の要望では、マウンドで1,000ルクス、要望がございます。ただ、過度な状態にな
ったりですね、国体時以外の維持管理、先ほど、お話された、明るすぎるという問題もござい
まして、500ルクスで今回、対応させていただき、国体時等の場合は、仮設の照明車等を利用
させていただいて、大会等に補足して対応したいと思っております。以上でございます。

先ほどの周囲の方というお話なんですけれども、現在はタイマー式となっております、夜
使用されて、一定の時間で切れるようにはなっております。ただ、使用時において、明るすぎ

るという苦情は特にはいただいてないんですけれども、今回ですね、500ルクスというところも、明るすぎないようにという配慮をさせていただいて、500ルクスにさせていただいたところでございます。以上です。

玉津 充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

その58年に最初設置されたときは、明るさはどれくらいあったのですか。

それと、教育長、近くに住まわれておったもので、そんな話は確かあったような気がするんですけど、ご記憶ないですか。そして、ちょっと最初にそういう話があったものでね、確かあったと思いますので、そこらへん苦情がないようにね、したいと思って、今の話では、1,000ルクスの要望があったと。で、大会当日もしあれだったら、仮設投光器をつくるとかという話が出た。結構1,000だと、結構パチンコ店が1,000ルクスと、ちょっと、さっき調べたんですけども、ぐらいあると、結構明るいです。基準として、そういうソフトボール協会が、そういう基準をもって来るんやったら、1,000ルクスやったら、ちょっとえらいんで、500ルクスということやったんですけど、そこらへんの苦情がないようにしていただきたいなと思いますので、まず、最初どれくらいの明るさがあったのかどうかも含めて答弁を求めます。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

当初のルクスということなんですけれども、当初から今の照明設備は変更がございません。球等の交換によって対応させていただいておりまして、設備自体は変更させてもらっていないのが現状なんですけど、ですから、130ルクスの現状がその当時からはほぼ同じ状態であると思います。ただ、すみません。当時のルクス数を正確には把握しておりませんので、現在の状態が当時もそうであったのではないかとということでございます。以上でございます。

玉津 充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

基本的にね、130ルクスって、確かそう聞いたことがありますので、500ルクスにすることによって、地域の方とトラブルないようにきちんと説明とか含めてね、トラブルのないような、

今後、しっかりとしていただきたいと思いますので、最後にその答弁を求めて終わります。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

国体を含め、各種の合宿誘致等で赤羽公園のほうは、大いに利用されております。また、団体によっても利用されておりますので、地区住民の方には十分説明をさせていただいて、運営を図っていきたいと思っております。以上でございます。

玉津 充議長

質疑される方はございませんか。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

設計変更のことについて、私、今までも随分言っていたんですけども、今回、設計変更のことがあるということで、今まで設計変更を。

玉津 充議長

原 隆伸君、設計変更は次の議題と違いますか。これは設計変更じゃないと思うんですけど、今、議論しているのは。

2番 原 隆伸議員

もう落札終わっているんでしょう。

玉津 充議長

設計変更ではないです。

2番 原 隆伸議員

38号でしょう。この件についてですけどもね、落札価格が2人、複数いて、くじで決定ということなんですけれども、こういうふうに、ここの中で設計の中で今追加される、この部分です、この部分について、きちんと精査したあとでやったことなんか、そこらへんちょっと詳しいことを、詳しいことといたらおかしいんですが、私自身、端的に複数の業者がくじで選定したということであるということは、考え方によっては、最低価格だろうなど、類推せざるを得ない状況なんですけれども、そうであるとするならばですね、そこへ至る経緯、要するに具体的に、ここをこうしたほうがいいのか、そこらへんの詳細なところについて、打ち合わせをしている業者がやったのかどうかということですね、要するに、2人とも真剣にこの工事につ

いて見積もりしているんであるならばいいんですけども、そうであるかどうかということが問題になりますので、そのあたり大丈夫なのかということをちょっと質問します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

これは新しい建物で、設計変更もへチマもないんさね。ただ、金額が妥当かどうかで、そのへんのところをお願いいたします。

玉津 充議長

私も今の質問の内容には、ちょっと理解できなかったものですから、再度、原 隆伸君、そういう見方で質疑をお願いしたいと思います。今の質疑の内容は、皆さん、中身がですね、どういう質疑をしようとしているのか、そして、これは入札価格に対しての質疑でありますので、そのへんの内容になるように、はっきりと質疑していただきたいと思うんですが、いかがですか。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

2番 原 隆伸です。落札業者が複数いたということで同額ということでございますので、そこについて、きちんとした打ち合わせ、その落札後の打ち合わせについてですね、どのような経過があったのか、わかればご説明願えれば幸いなんですが。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、こちらは、町のほうは町のほうで積算してまいります。それから、事業者、請け負うほうも請け負うほうで積算してまいりますんで、その過程の中で、どういうものをつくるとか、質問はありますけど、そこで業者と町と話をしてすることはないんで、様式の中でどうなんですというぐらいの話なんで、業者がどういう、例え同じ金額になっても、業者がA B C Dとあって、内容がですね、Aでいくらかつけた、Bでいくらか、結局一緒だったとか、そういうことがございますので、我々としては、業者がどこでどうした、そういう細かいのは出してもらんですけど、例えば、AとAが同額、BとBが同額ではなしに、AとAで、こっ

ちのAが安かった、Bがこう、いろいろございます。そういうところまで、私たちが入っていく問題ではないので、業者の方が積算して入札されるということなんで、ご理解いただきたいと思えます。

玉津 充議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

そうすると、工法その他詳細なことで打ち合わせする、判断、入札価格に対する判断する基準はないということですね。

玉津 充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

先ほどからですね、町長が説明されていますように、町のほうで設計したものに対してですね、業者さんのほうで、見合った見積もりをしてですね、その金額でですね、工事価格を業者さんが自分のところで積算した金額、町の設計に基づいてですね、業者さんが見積もりを行ってですね、その金額をもって入札に臨んでいただいて、それが同額であったということですので、それについて、中身についてはですね、業者さんが見積もったものについては、一応、数字が正しいかどうかは確認させていただきますけれども、町が定めた予定価格と、それから、最低制限価格の間でですね、適正に工事が執行できるという範囲で入札が行われておりますので、この価格を2社がくじでどちらをやっていただくかというのを決めていただくということですので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

玉津 充議長

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第5 議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第39号 紀北町健康増進施設建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

設計変更で1,200万円増えたということなんですけれども、詳しい説明もあったんですけども、一番大きい機械設備工事については、シャワーの更衣室を改善され、ほかのこともすべて改善されたのだとは思いますが、主な変更内容についての、一つひとつの説明がございました。1,100万円にかかわることなので、それぞれ大きく3つありますけれども、詳しい説明をお願いします。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

機械設備工事について、詳細な説明をということでございますので、ご説明させていただきます。設備工事につきましては、床暖房と空調設備が必要になったということでご説明させていただきましたが、この施設の更衣室などは、プール以外のトレーニングルームやフィットネスのお客様もご使用いただきます。プールからのお客様ができるだけ水を持ち込まないようにするために、このスロープ部分が連絡通路を利用することにいたしております。このため、ス

ロープ部分は落ちた水などが常にあることが考えられます。これらを床暖房設備などで乾燥させることや夏場、冬場の利用者の快適性、施設の耐久性、維持管理などの向上を考慮して、床暖房で約42万6,000円と空調設備を109万円追加いたしました。

次に、ガス温水器のほうの変更になった理由でございますが、当初はガス温水器1台で計画しておりましたが、当初計画の温水器は耐用年数が8年でございます。温水器が故障した場合のプールの運営や機器の、先ほどの耐久性等を再度検討いたしまして、ガス温水器を耐用年数が15年ある真空式ガス温水器2台にいたしまして、1台が故障した場合もプールの運営などができるよう、また、耐久性の向上等も考慮いたしまして、変更することにより、543万1,000円の増額となっております。

続きまして、自動制御装置につきまして、配管等の凍結防止機能、これはプールへ至る循環水の凍結防止機能等の追加、プール内温度を事務室等内で確認できるよう表示機能を追加しましたことによる285万7,000円の追加。

続きまして、給排水設備工事で循環水において、上水道等からの補給水等が逆流しないようにという協議がなされまして、受水槽を設置いたしました。これらの増加、減額を含めまして、1,132万3,000円の増額となったものでございます。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しい説明でよくわかりました。1点だけお伺いします。給油用ガス温水器の変更で、543万1,000円、確認なんですけれども、給油用というと、何か家庭のそういうようなイメージも、給湯です。給湯用です。温水プールの根幹にかかわる設備ではないかなと思うのですけれども、そうであれば、これによって、通年こういう機械の故障により休むことがないことが保障されると思うんですが、最後、そのところだけ確認したいと思います。

玉津 充議長

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

おっしゃられるように、ガス温水器、給湯用の温水器でございますが、家庭用の温水器の大きなものではございます。ただ、今回、設置させていただいたのは、真空式の温水器のほうになっております。そちらを2台にして、1台がもし故障した場合でも、1台である程度運用でき

るように、プール運営の安定を図るためにさせていただいた結果でございます。以上でございます。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

この先ほど、ちょっと聞いたボイラーの件ですけれども、まず1点ボイラーの件で聞きます。真空式の給湯器ということで、ガス給湯器ということで、543万1,000円と、耐用年数が15年ということでございますけれども、普通の温水器は8年でございます。8年ということで今言われましたですけれども、であるならば、8年のものを使えばですね、金額にすれば、工事費を入れても、安いんじゃないかと、今の真空式のボイラーを入れるよりもですね。1台の場合は、これは別ですけれども、複数台ありますので、壊れたときには対応できますから、おそらくそれのほうが安いとは思うのです。工事費はその設置場所が大変ややこしいところで、工事費が高くなる場合なら別ですけれども、そういうことを1つ尋ねます。

あとですね、歩いて滴が垂れるもので、その滴を乾燥させるものということでやって、そのためにありとあらゆる変更点が出てきておるわけですね。では、そういうところを、温水プールをつくるという段階で予見できなかったのかということが、私は不思議でなりません。だから、温水プールをつくるんです。温水プールをつくるのであって、遊泳者が歩いて、要するに、健康増進施設へ移動したりなんかしたりすると、そういうところの施設をつくるんですから、そういうことをする可能性というのを秘めて設計するのが本来だと思うのですよね。誰もが、そういう道をたどって設計するんだと思うんです。それを今になって、そこがスタートして、こういうふうなことをやらなあかんですよというのは、なんかおかしいと、おかしいというか、私は腑に落ちない。では、この設計業者との打ち合わせ及び質問ですね、やったのは、町長が主となったのか、建設課の人たちなのか、こういう漏れがあったとするならば、どこに問題があったのかと、そこらへんをちょっとお聞きします。

玉津 充議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

当初からの変更、議員おっしゃるようにはあらゆることを想定して、変更のないことが理想的

なそれは設計だと、私も思います。ですけど、言い訳というわけではないですけど、こういう大きな施設を規模的にもかなり大きい、金額的にもかなり大きい、施設もたくさんある中で、毎週一度、皆さん業者、管理者、町の担当、それぞれ打ち合わせを行っています。その中で、こういう器具の変更とか、そういうのは工程が進むにつれて、必要な場合も、より施設の向上とか、維持管理が必要な今後のメンテというんですかね、維持管理も考えて、変更に値する、最小限の変更がある場合もございますので、そのところはちょっとご理解いただけないかなと思います。以上です。

玉津 充議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

さっきおっしゃられたようなことは十分理解できます。理解できますけれども、やはり、今回、この施設についてはですね、町民プール早期建設を求める要望ということでスタートしたのが遠因でございますのでね、そういう人、署名した人たちがあとで後悔しないように、やっぱり責任を持ったことをやってほしいと思うんです。そのためには、やっぱりね、そういう基本的なイロハのイ、わからんところはですね、質問して、そして、要するに設計業者及び建設業者さんに、これで大丈夫ですかと、問題ありませんかと、何か問題が出てくることはないですねと、最初の方に確認しておけば、ある程度防止できる可能性がある。今まで私、今回だけじゃなしに、設計変更のことについて、言ってきました。言いたくて言っているんじゃないんです。イロハのイなんです。それが。町長がよくいう、最低の価格で最高のものと言っているけども、実際、それとは全然違うじゃないですか。そこらへん、皆さんの期待を裏切らないように、よろしくお願いします。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、やはりいろいろな工事をすれば、いろいろなものが出てくる。そして、それですね、変更をおそれることなく、ドンドンいいほうにやっていく。それが原議員がおっしゃったですね、使用するほうの立場に立って考えて改善していくということでございますので、それと原議員もおっしゃったように、ある程度防止できるという、最初詰めてまいります。そして、できるだけ最善のものをつくるんですが、やはり、工事の過程で、もっといいものがで

きないかということも常に頭の中に入れてやっておりますので、これは、こういう大きな9億もすればですね、いろいろなところで変更が出てしまう部分があると思います。本来は100%そのままのままでいけばいいんですが、ここも増えたのもあれば、減ったものもある。そういったものも十分考慮しながらですね、やっていくのが、いろいろこういう建設物やほかのことでもそうです。私、気づきと改善といつも言っていますけれども、気づけば改善する。だから、そういうことをやっていくのが本来だと思っておりますし、ただ、原議員のおっしゃるように、出来る限り当初から完璧なものをつくらうとする努力は今後もしてまいります。

玉津 充議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

町長が今言ったけどもですね、要するに歩行者が移動するときに滴が垂れるから、その滴を解決するためにこういうような施設変更が生じたということなんですけども、これは施設をつくる前にですね、よそとか、あちこち見に行っていると思うんです。そこでどういう問題点があるか、おそらくそういう意見を伺ったのを、あちこちの施設を見て参考にしながらやったと思うんです。これはもう設計段階で把握できるものだと私は思っている。以上です。

玉津 充議長

答弁を求めますか。

2番 原 隆伸議員

お願いします。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういったものも見てですね、このスロープ化をしたり、いろいろしたわけです。水が流れるようにとかですね、それは暖房を最初からしていたけども、夏場の快適性をするために、エアコンを乾燥のためにしたりとかですね、これもいいほうに向けてのことです。それぞれ施設というのは、運営してみないと、またこれもわからないところもございます。そういった面もハードばかりじゃなしに、ソフトも含めてですね、快適さを求めていかなければいけないし、例えば、指定管理者がですね、ウェットな床になっていけば、もちろんモップでも拭きますし、そういったことでもやりながらやっていきますので、ただ、ハードだけで、皆が

解決するような運営を方法はないと思います。そういったことも踏まえてですね、十分我々としては快適な環境をつくっていきたい。そのための改善だと思っていただければありがたいです。

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第6 議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

玉津 充議長

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

玉津 充議長

それでは、これで平成29年第3回紀北町議会臨時会を閉会します。

(午前 10時 52分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 9 月 5 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻